

内定者福利厚生倶楽部 会員規約

本規約は、会員と株式会社リロクラブ（以下当社という）との間の、内定者福利厚生倶楽部（以下当クラブという）に係る一切の關係に適用する。

第 1 条 (目的)

当クラブは会員の福利厚生充実を図り、その内定者の生活総合支援を行うことを目的とする。

第 2 条 (会員)

当クラブ所定の加入申込書において本規約を承認の上、申し込みを行い、当クラブが承認した法人、団体およびその事業所を会員という。

第 3 条 (入会条件)

法人、団体およびそれらの事業所は、その内定者全員を対象として加入するものとし内定者の一部のみを対象にはできないものとする。

第 4 条 (入会金および会費)

当クラブの入会金および会費は一切発生しないものとする。

第 5 条 (内定者の人数変更に伴う届出)

会員は内定者の人数変更に関し、当クラブが指定する期日迄に所定の方法にて届出を行うものとする。

第 6 条 (サービスの提供範囲)

当クラブは、会員の内定者に対して当クラブが定めるリゾートメニューの提携サービス及びその他の各種提携サービスを提供する。但し、各種提携サービス、カテゴリにより提供範囲の明記がある場合は、個別に会員サイト上に表記される最新の情報を優先とする。

第 7 条 (会員証)

当クラブは内定者に対し会員証（内定者の氏名、会員 ID を表示）を発行する。また、内定者が内定を辞退した場合、会員は会員証を回収し、当クラブに返還または廃棄するものとする。

第 8 条 (会員証の再発行)

内定者が紛失等により会員証の再発行を必要とするときは、所定の方法にて届出を行うものとする。再発行のための費用は会員の負担とする。

第 9 条 (遵守事項)

会員は以下の事項を遵守すると共にその内定者に遵守させなければならない。

- 1、会員の登録事項に変更が生じた場合、速やかに所定の用紙にて届出を行うものとする。
- 2、会員並びにその内定者は、会員証を第三者に譲渡または貸与してはならない。
- 3、当クラブが取り扱うクーポン券類を譲渡、質入れ、転売の対象としてはならない。
- 4、当クラブのサービスを営業行為等の目的に利用してはならない。
- 5、内定者は当クラブのサービスを利用する場合、当クラブ所定の各種提携サービス毎の利用方法に従い、所定の料金を支払わなければならない。
- 6、内定者がサービスの利用料金の滞納を行い、当クラブからの請求に応じない場合、会員は事態の解決に協力するものとする。
- 7、会員が退会、または内定者が内定を辞退する際は、当クラブの各種提携サービスの利用資格を退会月末日をもって失効するものとする。

第 10 条 (法人退会の通知)

会員が当クラブを退会する場合、退会月の前々月の 20 日迄に法人退会届にて届出するものとする。

第 11 条 (会員資格の取り消し)

当クラブは、会員が次のいずれかの事由に該当した場合は会員資格を取り消すことができる。

- 1、法人格が消滅した場合、または事業所単独での入会においてはその事業所が廃止された場合。
- 2、会員または内定者が本規約に定める各事項に違反した場合。
- 3、会員または内定者が公序良俗に反する場合、または不適切なサービス利用により当クラブの正常な運営を妨げまたは信用を傷つけていると当クラブが判断した場合。
- 4、自社、実質的の経営を支配する者、親会社、子会社が、総会屋、暴力団およびそれらの構成員またはこれらに準ずる者（以下、「暴力団等反社会的勢力」とする）である、もしくは暴力団等反社会的勢力に協力・関与している事が判明したとき。

第 12 条 (個人情報の取り扱い)

会員は、内定者に対する各種福利厚生サービスの提供等を目的に、当クラブへこの福利厚生サービスの提供業務を委託するものとする。また、この委託業務に必要な内定者の個人情報は、会員が内定者から適正に取得したうえで、当クラブへ提供し、当クラブは当社の個人情報保護方針、個人情報の取扱いについて

(<https://www.reloclub.jp/privacy/>) に従い、適切に内定者の個人情報を取り扱うものとする。

内定者の個人情報の提供は任意となるが、必要な個人情報が提供されない場合、各種福利厚生サービスが利用できないこともある。また、当クラブは各種福利厚生サービスの提供に付随し、サービス提供に必要な範囲で個人情報を提供したり、保護措置を講じた上で個人情報の取り扱いを委託する場合がある。内定者より、個人情報の開示・訂正・削除・停止等、また、個人情報の委託・提供による各種福利厚生サービス等を受けたくない旨の申し出があった場合、内定者本人の確認をした上で、速やかに対応することとする。なお、個人情報に関する問い合わせは下記のとおりとする。

株式会社リロクラブ個人情報保護管理者 個人情報保護管理担当 執行役員 (Email:privacyRC@relo.jp)

第 13 条 (免責)

当クラブの提携施設が提供するサービス等に関連して、何らかのトラブルが生じた場合、当該トラブルが当クラブの責に帰すべき事由による場合を除き、当クラブは何らの責任を負わない。自然災害、回線の輻輳、機器の障害または保守のための停止等により発生した損害について、当クラブの責に帰すべき事由による場合を除き、当クラブは何らの責任を負わない。

第 14 条 (規約の改定等)

当クラブの健全な運営を図るために必要と判断するとき、本規約の一部を改訂することができる。規約改定後は、改定後の内容のみ有効とする。改定後の規約は、当クラブホームページに公示する。

第 15 条 (管轄裁判所)

会員と当社との間で訴訟の必要性がある場合、当社の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。